

募集中

公園に ベンチを 寄附しませんか？

世田谷区内の公園には、
寄附によるベンチが63基あり、
貴重な憩いの場となっています。

卒業記念にグループで、
結婚のお祝いに、
子どもたちへの願いを込めて、
あなたの大切な思い出を、
メッセージ入りのベンチにして、
公園に寄附をしませんか？

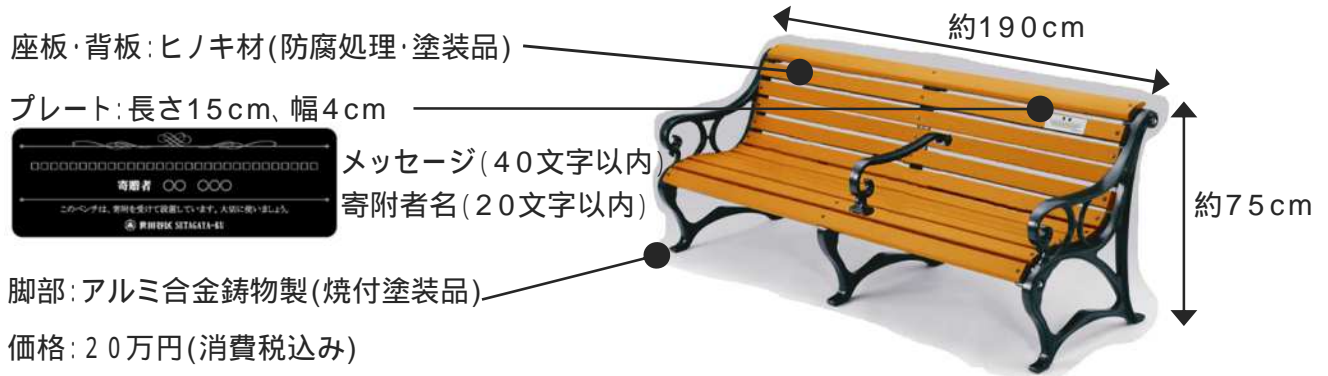


募集期間 令和4年6月15日(水)～10月17日(月)

募集公園 世田谷公園(噴水周辺など) 2基
羽根木公園(梅林以外) 2基
駒沢緑泉公園 2基
大蔵運動公園(展示用SL周辺) 2基
⑤ 上祖師谷パンダ公園 2基

上記以外の公園をご希望の場合は、ご相談ください。
詳細の設置位置は、寄附者さまと区で調整して決定します。

寄附ベンチ



寄附していただいたベンチ(プレート含む)は区の財産となり、各公園の利用者用施設として設置し、15年間適切に維持管理してまいります(メーカー推奨耐用年数15年のため)。ただし、老朽化等利用できなくなった場合は、撤去または移設いたしますのでご了承ください。

お申込み

申込期間: 令和4年6月15日(水)～10月17日(月)

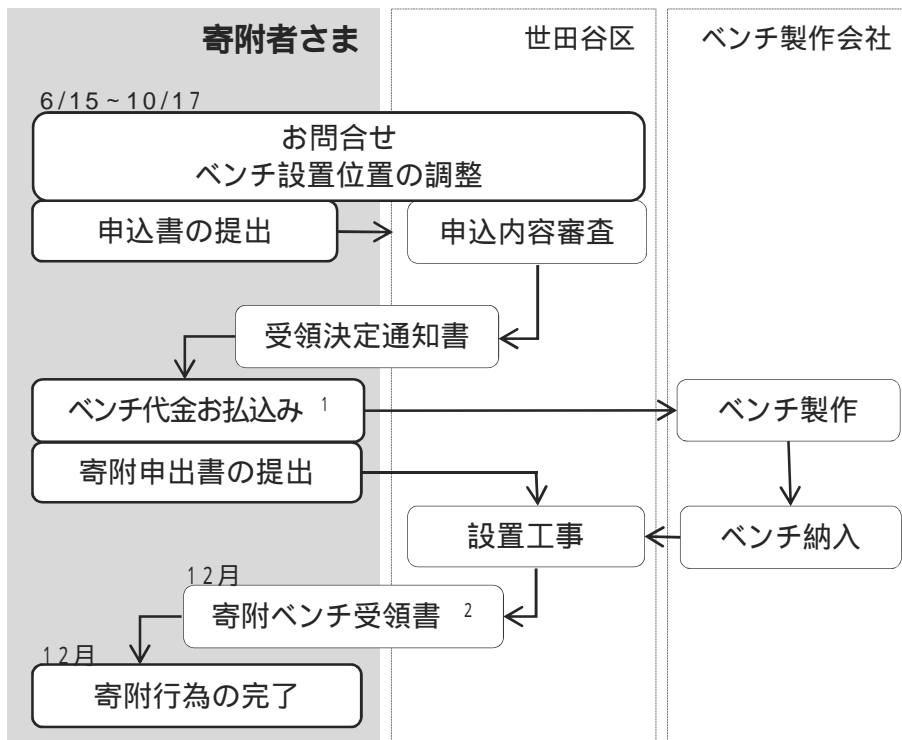
(申込者多数の場合は、期間内でも申込みを終了することがあります。)

対象: 寄附ベンチ事業の趣旨に賛同される方

申込方法: 寄附ベンチ事業申込書にご記入の上、郵送もしくは窓口へご持参ください。

(ホームページからダウンロード、もしくはお電話いただければ郵送にてお送りします。)

手続きの流れ(予定)



1 ベンチ代金のお振込み

「受領決定通知書」と合わせて、寄附代金の振り込みのご案内をお送りします。ご案内から、約1か月以内でのお振込みをお願いしております。

2 寄附金控除

このベンチの寄附は、寄附金税額控除の対象になります(ふるさと納税ではありません)。詳しくは、区ホームページ(寄附金税額控除について)をご覧ください。

お問合せ・お申込み

世田谷区 みどり33推進担当部 公園緑地課 施設管理担当
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎2階)
TEL 03-6432-7908 FAX 03-6432-7989

【ホームページ】



(二次元コード)

世田谷区 ベンチ 寄附

検索